

質問回答書

業務名：金沢版サテライトオフィス等開設支援モデル事業

番号	資料名	質問	回答
1		会社設立前の場合でも申請できますか。	申請可能です。 ただし、公募による事業者決定後、事業着手（賃貸借契約、建物改修、設備購入等）される2週間前までに定款及び法人登記簿謄本を提出頂く必要があります。
2	<p>実施要領 7 参加申請等 (2) 提出書類 ①参加申請書 ②市税納税証明書 ③定款及び法人登記簿 ④申請事業者の直近2年分の財務諸表</p>	<p>申請可能な場合、下記提出書類については、どのようにすればよいでしょうか。 ①参加申請書 ②市税納税証明書 ③定款及び法人登記簿 ④申請事業者の直近2年分の財務諸表</p>	<p>提出方法は、下記のとおりです。 ①参加申請書 →<u>会社設立予定者名で申請</u> ②市税納税証明書 →<u>会社設立予定者の固定資産税・都市計画税、市民税・県民税を提出</u> ③定款及び法人登記簿 →<u>不要</u> ④申請事業者の直近2年分の財務諸表 →<u>不要</u> ※③、④については、不要ですが、それを補完できる資料が他にありましたら、提出下さい。 〔補完できる資料の一例〕 ・会社設立予定者が個人事業主の場合、現在の事業規模がわかる確定申告書（写し）等 ・会社設立予定者の前年度の源泉徴収票（写し）もしくは所得証明書 ・会社設立予定者が既に設立済みの会社があれば、当該法人の定款及び法人登記簿、直近2年分の財務諸表（創業後2年未満の場合は、1年分）</p>